

資料 1-2

専門調査会報告案について各府省から提出された意見

1. 金融庁
2. 総務省
3. 財務省
4. 文部科学省
5. 経済産業省
6. 国土交通省

国の審議会等委員への女性の参画の拡大について（案）へのコメント

（金融庁）

1. に関するコメント

- ① 審議会等の委員構成については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定）」で示されている考え方と平仄が取れるような記述とすることが適當と考える。
- ② 審議会等の委員になるための基準を満たし、かつ、資質を持った女性専門家が少ない現状では、人口比に照らして均衡させることは無理があるのではないか。
- ③ そもそも審議会等委員は民間の有識者から選ばれるのであって、まずは民間の分野で女性有識者を増やしていくことが先ではないか。
- ④ 女性委員の割合向上と多様な人材の参加は別の問題と考える。審議会はさまざまな分野の方に集まってもらい、より広い視点での議論が求められており、女性委員の割合向上とは基本的に関係ないのではないか。

2. に関するコメント

- ① 「審議会等の委員については、平成32（西暦2020）年頃までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるべきである。」とあるが、当庁の審議会には、委員長1名、委員2名の計3名で構成されているものがあり、「男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成」することは不可能である。
そのため審議会等を構成する委員等の数が少ない場合の達成可能な基準が必要だと考える。

3. に関するコメント

- ① 男女共同参画基本計画にある指導的地位に、臨時委員等が含まれるのか。臨時委員等は、主に個別の案件の審議、調査等を行うことが各種審議会令で定められており、指導的地位にあるとは言えないのではないか。

- ② 専門委員等の女性割合の目標設定をするのであれば、個別分野における女性の参画状況や選任の必要性等をふまえた目標設定とするよう検討が必要である。
- (理由)

当庁の審議会では、分科会、部会、ワーキンググループにおいて、専門の事項を調査させるため専門委員を任命しているものがあるが、

- ・そもそも金融分野(銀行、保険、証券)においては、専門の事項に関し学識経験等のある女性が相対的に少ない。
- ・更に、金融業界の意見を反映させるために業界代表者を選任しているが、各業界を代表すべき役職に女性が就いていることが皆無という状況である。
- ・また、専門委員の人選に当たっては、当該者の専門的知識等に着目して任命しているところであるが、これに女性委員を一定割合確保するとした場合、本来議論に参加すべき高い専門性を有する人材を排除し、個別事項の十分な調査・審議ができなくなる惧れがあると予想される。

2. 及び3. に共通するコメント

- ① 男女共同参画基本計画（第2次）は、「平成22年度（西暦2010年）には、計画全体について見直しを行う」とされており、基本計画で記載されている具体的な目標の期限も平成22年度までのものであることにかんがみ、この報告書案の目標値についても平成22年度までとし、その後の目標については、実績を踏まえて、検討を行うことが適当と考える。

なお、平成32年頃の望ましい状態を示す場合は、目標との違いを明確化する観点から「委員の総数の10分の4未満とならない状態を達成することを期して取組を進めることが望ましい」、「平成22年度末の状況を踏まえ、さらなる目標の設定（例えば30%）について検討するべきである」等の表現を用いてはどうか。

4. に関するコメント

- ① 公募制については、各審議会によって馴染むものと馴染まないものがあるのではないか。公募制の導入は、審議会の運営全体に影響を及ぼす可能性も大きく、もっと広範な議論が必要であり、女性委員の割合拡大だけのための議論の材料とすべきではないと考えるがいかがか。

- ② 効果的な情報提供とあるが、現在、審議会等に就任している者や、過去に就任していた者だけのデータで無く、審議会等に所属をしていないが今後審議会等委員として就任して頂けそうな人材のデータも提供出来るようすべきではないか。

国の審議会等委員への女性の参画の拡大について（案）

平成18年3月
男女共同参画会議
基本問題専門調査会

国の審議会等委員への女性の参画の促進は、政策・方針決定過程への女性の参画の先導的取組として、昭和52年以降累次にわたり具体的な目標を設定し、取組が進められてきた。平成12年には平成17年度末までのできるだけ早い時期に30%を達成するという目標を決定したが、平成17年9月末現在で30.9%となり、目標を達成した。

本専門調査会では、昨年10月以降、新たな目標設定について調査検討を行ってきたところであるが、今回、以下のとおり考え方を整理した。年末に閣議決定された男女共同参画基本計画（第2次）においても、「国の審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する」とされており、政府において、本専門調査会の考え方を踏まえ、早期に新たな目標を決定することを期待する。

1. 国の審議会等委員への女性の参画の拡大についての基本的考え方

- 行政への国民参加の確保等の観点から、国の審議会等は、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれる国民の意見を的確に反映できるような委員構成である必要があることが望ましい。そのためには、委員により代表される意見、学識、経験等のバランスに配意しつつ、人口の半分を占める女性が委員として参加する割合をさらに向上させ、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましい求められる。
- 行政は、男女共同参画の促進を率先することにより他の分野における参画を牽引していくことが求められている。諸外国政府においても、高い目標を掲げて取り組んでいる国が多くみられることから、我が国政府もさらなる取組を進める必要がある。
- 女性委員の割合向上を通じ、多様な人材が参加することで、より広い視点からの議論が可能となる。

2. 審議会等委員

- 審議会等の委員については、平成22年（西暦2010年）頃度末までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の43.3%未満とならない状態を達成するよう努めるべきである。
- 計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22年（西暦2010年）

度末までに、女性委員の数が委員の総数の~~33.3%~~となるよう努めるべきである。

3. 臨時委員、特別委員、専門委員

- 男女共同参画基本計画（第2次）において、「~~社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%になるよう期待審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める~~」して取組を進めることとされた。政府はこれに率先して取り組む必要がありこれを踏まえ、臨時委員、特別委員、専門委員についても、平成~~32~~2（西暦~~2021~~0）年頃度末までのできるだけ早い時期に、女性委員の数が委員の総数の~~30.20~~%となるよう努めるべきである。
- 計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成~~22~~2（西暦~~2010~~1）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう努めるべきである。

4. 人材の育成・発掘のための取組

- 団体推薦委員については、関係団体に対し、委員の推薦に当たって格段の協力を要請する必要がある。職務指定委員については、これらの必然性について検討し、可能なものについては柔軟な対応を図る必要がある。
- 委員の人選に当たっては、公募等を活用し、所属や肩書きにとらわれず、幅広い人材登用に努める必要がある。
- 内閣府において、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう検討を進める必要がある。

3. 臨時委員、特別委員、専門委員

(中略)

- 計画的に取組を進めるため、当面の目標として、平成22（西暦2010）年度末までに、女性委員の数が委員の総数の20%となるよう務めるべきである。

意 見

上記、目標を一律に設定することについては反対である。

理 由

専門委員等については、審議会における審議事項について専門的に調査検討するために任命されるものである。

対象者は、当該事項について専門的に調査検討ができる学識経験を持つ者とすることが必要であるが、当該専門分野に携わる女性の絶対数が少ない場合には、これらの中から短期間に多数人選することは困難かつ不合理である。

従って、仮に目標を設定する場合には、各専門分野における女性専門家の割合に配慮したものとすべきと考える。

以上

平成18年3月15日
財務省

報告書(案)3. 臨時委員、特別委員、専門委員について

【回答】

臨時委員等については、多数の女性を新たに登用することは物理的に困難であり、一律に数値目標を設定すべきではない。

【理由】

臨時委員等は、審議会において専門の事項を調査・審議するために任命されるものである。

対象者は、当該事項について専門的に調査検討ができる高度な専門知識を必要とするが、審議会によっては特定の専門分野における女性が限られている場合があるため、これらの中から短期間で多数の女性を登用することは困難であると思われる。

従って一律に数値目標を設定することは適切ではないと考える。

意 見

4. 人材の育成・発掘のための取組 に以下の文言を追記。

- 審議会における女性の参画の拡大のためには、多様かつ高度な専門性や豊かな経験を持ち、かつ審議会において国民の意見を的確に反映できるような女性の人材を育成することが根本的かつ緊急の課題である。

このため政府は、男女共同参画基本計画（平成17年12月27日閣議決定）等に基づき、科学技術等女性の参画が少ない分野の人材育成について、積極的に施策を講じる必要がある。

理 由

「4. 人材の育成・発掘のための取組」という柱について、「発掘」については公募等の具体的な内容が記載されているが、「育成」については触れられていない。本指針で掲げられた目標を着実に達成するためには、委員や専門委員等に成り得る人材の育成についても具体的に言及することが必要と考えられる。

例えば、科学技術分野については、総合科学技術会議「科学技術に関する基本政策について」に対する答申において、女性研究者の活躍を促進することとされていることや、男女共同参画基本計画（平成17年12月27日閣議決定）において、「新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進」として科学技術等の分野等における取組をさらに進め必要があることが明示されている。このような我が国の基本的な方針を踏まえ、現在女性の参画が少ない分野の人材育成について、政府として具体的な取組を一層推進していくことを本指針においても明示すべきである。

男女共同参画会議基本問題専門調査会報告書案に対する意見

平成18年3月14日
経済産業省

◆審議会名：日本工業標準調査会

1. 意見

技術専門分野毎の審議を行う専門委員会等に所属する臨時委員、専門委員についても、女性委員比率30%を目標とすることは、人選をする上で極めて困難である。

2. 理由

本審議会では、鉱工業等に係る専門委員会を設置して、技術専門分野毎の審議を行っているが、このように審議対象となる基準認証の技術専門分野の範囲を絞るほど、該当する女性の人材が少なくなるため、30%を目標とすることは非常に難しい。

事務連絡
平成18年3月15日

内閣府男女共同参画局担当官 殿

国土交通省大臣官房人事課

男女共同参画会議基本問題専門調査会報告書案について(意見)

2. 審議会等委員

審議会等の委員に関しては、それぞれの審議会等の分野における知見等が必要であるが、分野によっては女性の専門家が少ないこともあることから、実際の女性の社会進出状況も踏まえつつ、女性委員の割合向上を図っていくことが適切であると考える。従って文中の「努めるべきである」は、「を目指して努力する」と修文していただきたい。

3. 臨時委員、特別委員、専門委員

専門性等が要求される臨時委員等については、分野によっては女性の専門家が少ないこともあることから、一律の数値目標を設定するのではなく、実際の女性の社会進出状況も踏まえつつ、女性委員の割合向上を図っていくことが適切であると考える。